

令和4年度農山漁村発イノベーション山梨県サポート業務委託契約書

山梨県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、令和4年度農山漁村発イノベーション山梨県サポート業務について、次のとおり契約する。

（委託内容）

第1条 甲は、委託業務を別紙「令和4年度農山漁村発イノベーション山梨県サポート業務委託仕様書」及び「令和4年度農山漁村発イノベーション山梨県サポート業務実施計画書」のとおり乙に委託する。

（委託期間）

第2条 委託期間は、令和4年 月 日から令和5年3月24日までとする。

（委託料）

第3条 甲は、委託業務に対する委託料を、金 円（うち消費税及び地方消費税額相当額 円）を上限として乙に支払うものとする。

（契約保証金）

第4条 乙は、山梨県財務規則（昭和39年山梨県規則第11号）第109条第1項に規定する契約保証金を契約締結と同時に納めなければならない。ただし、規則第109条の2に該当する場合はこれを免除する。

（権利義務の譲渡等）

第5条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。
2 乙は、本業務において作成される著作物に係る著作権を甲に無償で引き渡すものとし、その引渡しは、乙が甲に著作物を提出することをもって行われたものとする。

（秘密の保持）

第6条 乙は、委託業務の遂行上直接若しくは間接に知り得た秘密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（個人情報の保護）

第7条 乙は、この契約による事務を行うため個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（調査等）

第8条 甲は、乙の委託業務の処理状況について調査し、若しくは必要な報告を求め、又は委託業務の実施に関して必要な指示を与えることができるものとする。

（業務完了報告書の提出および検査）

第9条 乙は、委託業務が終了したとき（委託業務を中止し、又は廃止したときを含む。）は、委託業務の成果を記載した業務完了報告書（様式1号）を委託業務が終了した日から起算して1箇月を経過した日又は3月31日のいずれか早い期日までに甲に提出するものとする。
2 甲は、前項に規定する業務完了報告書の提出を受けたときは、当該委託業務が仕様書に適合するか検査を行うものとし、必要に応じて、その他関係

書類を提出させ、又は実地に検査を行うものとする。

- 3 甲は、委託業務が仕様書に示すものに適合していないと認める時は、期日を定めて業務の手直しをさせることができる。この場合の費用は、乙の負担とする。

(委託料の額の確定)

- 第10条 甲は、前条に規定する検査の結果、当該委託業務が仕様書に適合すると認めるときは、委託業務の実施に要した経費の実支出額と第3条に規定する委託料の上限の額とのいずれか低い額により委託料の支払額を確定し、乙に通知するものとする。

(委託料の支払い)

- 第11条 乙は、前条の規定による額の確定通知書の受領後、甲に対して委託料の支払を請求するものとし、甲は乙からの適法な請求書(様式2号)を受理したときは、その日から30日以内に委託料を支払うものとする。
- 2 甲が、その責めに帰すべき事由により、前項の支払期限までに委託料を支払わない場合は、遅延日数に応じ、未払金額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を、遅延利息として乙に支払うものとし、その端数計算については同条第2項の規定による。

(概算払)

- 第12条 前条第1項の規定にかかわらず、委託業務を行うため甲が必要があると認めるときは、乙は甲に概算払を請求できるものとし、甲は乙から概算払に係る適法な請求書(様式3号)を受理したときは、その日から30日以内に委託料を支払うものとする。
- 2 乙は、第10条の通知による委託料の支払額と既に概算払を受けている額を比較して、甲に対し、不足する額を請求し、又は超える額(以下「精算残金」という。)を返納するものとする。
- 3 甲は前項の適法な請求書を受理したときは、その日から30日以内に委託料を支払うものとし、甲が、その責めに帰すべき事由により、前項の支払期限までに委託料を支払わない場合については、前条2項の例により遅延利息を支払う。
- 4 乙は第2項の精算残金の返納については、甲の指定する日(以下「返納期限」という。)までに甲に返納しなければならない。
- 5 乙が、その責めに帰すべき事由によって、返納期限までに当該金額を支払わない場合は、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額を延滞違約金として甲に支払わなければならない。ただし、延滞違約金の全額が百円未満であるときは、この限りでない。

(契約解除による委託料の返納)

- 第13条 乙は、第15条の規定により、契約期間満了前に本契約を解除された場合において、概算払により支払を受けた委託料のうち契約期間の残余の期間に充当されるべき金額を甲に返納しなければならない。この場合において返納すべき金額は日割り計算によるものとする。
- 2 乙は、当該金額を契約解除の日から30日以内に甲の指定する日(以下「返納期限」という。)までに甲に返納しなければならない。
- 3 乙が、その責めに帰すべき事由によって、返納期限までに当該金額を支払わない場合は、遅延日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額を延滞違約金として甲に支払わなければならない。ただし、延滞違約金の金額が百円未満であるときは、この限りでない。

(延滞違約金)

第14条 乙は、その責めに帰すべき事由によって、履行期限までに委託業務を完了することができない場合は、遅延日数に応じ、委託料（遅延による支障が少なく認められるものにあつては、未履行部分に相当する額）に対して、民法（明治29年法律第89号）第404条の法定利率を乗じて得た額を延滞違約金として甲に支払わなければならない。ただし、延滞違約金の金額が百円未満であるときは、この限りでない。

(契約の解除)

第15条 甲は、乙が次の各号の一部に該当するときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

- (1) 委託期間内にこの契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) この契約の履行にあたり、不当な行為があると認められるとき。
- (3) 第17条の規定によらないで、この契約の解除の申出があつたとき。
- (4) その他契約上の義務を履行しないと認められるとき。
- (5) 乙又は乙の役員等が次のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記アからオまでのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結した者

- 2 前項の規定によりこの契約が解除された場合は、乙は、契約金額の100分の10の金額を違約金として甲に支払うものとする。
- 3 第1項の規定によりこの契約が解除された場合は、乙は、甲にその損失の補償を請求することができない。

(危険負担)

第16条 委託期間中に委託事務の処理に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、乙が負担する。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき理由により生じたものについては、甲が負担する。

(不可抗力による損害)

第17条 乙は、天災その他の不可抗力により、重大な損害を受け、契約の履行が不可能となったときは、甲に対し、遅滞なくその理由を詳細に記した書類を提出し、この契約の解除を請求することができる。

- 2 甲は、前項の請求を受けたときは、直ちに調査を行い、乙が明らかに損害を受け、これにより契約の履行が不可能となったことが認められる場合は、乙の契約解除の請求を承認するものとする。

(契約の費用)

第18条 この契約の締結に要する経費は、乙の負担とする。

(管轄裁判所)

第19条 この契約について訴訟等の生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第1審の裁判所とする。

(変更契約)

第20条 甲は、この契約締結後の事情により、委託業務の内容の全部若しくは一部を変更し、又は委託業務を一時停止させることができる。この場合において、委託料又は委託期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面により定めるものとする。

(書類の整備保管)

第21条 乙は、委託業務に要した経費について、帳簿を備え、収入額及び支出額を記載し、その内容を証する証拠書類とともに、その出納を常に明らかにしておかなければならない。

2 乙は、前項の帳簿及び証拠書類を委託業務の完了した日の属する年度の翌年度から5年間整備保存しておかなければならない。

(契約に定めのない事項)

第22条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義の生じた事項については、山梨県財務規則（昭和39年山梨県規則第11号）の定めによるものとし、なお疑義があるときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

この契約の成立を証するため、契約書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和4年 月 日

甲 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号
山梨県知事 長崎 幸太郎

乙

様式 1 号

業 務 完 了 報 告 書

令和 年 月 日

山梨県知事 長崎 幸太郎 殿

(受託者)
住 所
氏 名

令和 年 月 日付けで契約した令和 4 年度農山漁村発イノベーション山梨県サポート業務が完了しましたので、委託契約書第 9 条の規定に基づき、次のとおり報告します。

- 1 事業の実施状況
 - ア 事業項目
 - イ 事業実施期間
 - ウ 事業の成果

2 精算書

区 分	金 額	(内訳)	
		区 分	金 額
契約額 ①	円	人件費	円
前金払受領済額 ②	円	謝 金	円
精算額 ③	円		円
	円		円
	円		円
	円		円
残 高 (①または③-②)	円	計③	円

※領収書等金額が分かるものを添付すること。

様式 2 号

令和 年 月 日

山梨県知事 長崎 幸太郎 殿

(受託者)
住 所
氏 名

請 求 書

令和 年 月 日付けで契約した令和 4 年度農山漁村発イノベーション山梨県サポート業務の委託料について、委託契約書第 1 1 条の規定に基づき、次のとおり請求します。

1 請求額

区 分	金 額
委託契約額（精算額）	円
前払受領済額	円
今回請求額	円

3 委託料の振込先

金融機関名 本・支店名		
振替 口座	預金種別	普通 ・ 当座 ・ その他
	口座番号	
	フリガナ	
	口座名義	

令和 年 月 日

山梨県知事 長崎 幸太郎 殿

(受託者)
住 所
氏 名

概 算 払 請 求 書

令和 年 月 日付で契約した令和 4 年度農山漁村発イノベーション山梨県サポート業務の委託料について、委託契約書第 1 2 条の規定に基づき、次のとおり概算払を請求します。

1 概算払を必要とする理由

2 請求額

区 分	金 額
委託契約額	円
既受領済額	円
今回請求額	円

3 概算払金の振込先

金融機関名 本・支店名		
振替 口座	預金種別	普通 ・ 当座 ・ その他
	口座番号	
	フリガナ	
	口座名義	

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による受託業務（以下「本件受託業務」という。）の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 乙は、本件受託業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(責任体制の整備)

第3条 乙は、本件受託業務に係る個人情報（以下「本件個人情報」という。）を取り扱って作業に従事する者（以下「作業従事者」という。）を明確にし、及び当該作業従事者の監督その他作業現場における本件個人情報の適正な管理について責任を有する者（以下「セキュリティ責任者」という。）を設置しなければならない。

(作業従事者等に対する周知等)

第4条 乙は、作業従事者及びセキュリティ責任者に対し、あらかじめ次に掲げる事項を周知するとともに、本件個人情報の適切な管理が図られるよう、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(1) この個人情報取扱特記事項の内容

(2) 在職中及び退職後においても本件受託業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと。

(3) 受託業務に従事している者又は従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイルを提供したとき又はその業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、若しくは盗用したときは、山梨県個人情報保護条例（平成17年山梨県条例第15号）により罰則が適用される場合があること。

2 乙は、個人情報の取扱いに従事する者に対し、その責務の重要性を認識させ、具体的な個人情報の保護措置に習熟させるための啓発その他必要な教育及び研修を行うよう努めるものとする。

(作業場所の限定等)

第5条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときを除き、その営業所（所在地：_____。本条において「営業所」という。）以外の場所で本件個人情報を取り扱わないものとする。

(1) 甲の指示又は事前の承認があるとき。

(2) 乙が本件受託業務を行う上で営業所以外の場所で本件個人情報を取り扱うことが必要なとき。

2 乙は、正当な理由があるときを除き、前項に規定する営業所から本件個人情報を持ち出さないものとする。本件個人情報を持ち出すときは、運搬中の指示事項の従事者への徹底、データの暗号化等、安全確保のために必要な措置を講ずるものとする。

(個人情報の適切な管理)

第6条 乙は、次の各号に掲げる事項を遵守するほか、本件個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の安全確保のために必要な措置を講じなければならない。

(1) 第3条の規定により明確にされた作業従事者及び同条の規定により設置されたセキュリティ責任者以外の者をして本件受託業務に従事させないこと。

(2) 乙の管理に属さない情報機器等を利用して本件個人情報を取り扱わないこと。

(3) 本件個人情報は、紙媒体、電磁的記録を問わず、施錠できる保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室に保管する等、適切に管理すること。

(4) 甲の指示又は事前の承認があるときを除き、本件受託業務を行うために甲から引き渡された個人情報記録された資料等を複写し、又は複製してはならないこと。

(5) 本件個人情報記録された資料等のうち不要となったものについて、業務終了後直ちにこれを甲に返却し、又は引き渡すこと。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(取得の制限)

第7条 乙は、本件受託業務を行うために個人情報を取得するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な方法により取得しなければならない。

2 乙は、本件受託業務を行うために本人から直接書面に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、業務の目的を明示しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第8条 乙は、甲の指示又は事前の承認があるときを除き、本件個人情報を契約の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

(再委託の禁止)

第9条 乙は、甲の事前の承認があるときを除き、本件受託業務を第三者に委託してはならない。

(監査、調査等)

第10条 甲は、乙による本件個人情報の取扱状況を調査するため必要があると認めるときは、実地の監査、調査を行い、又は乙に対して説明若しくは報告をさせることができる。

(指示)

第11条 甲は、乙による本件個人情報の取扱いが不相当であると認めるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

(事件等の報告)

第12条 乙は、本件個人情報の漏えい、滅失又はき損に係る事件又は事故(本条において「事件等」という。)が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、その事件等の発生に係る帰責にかかわらず、直ちにその旨を甲に報告し、速やかに応急措置を講じた後、遅滞なく当該事件等に係る個人情報の項目・内容・数量、当該事件等の発生場所、発生状況等を詳細に記載した報告書及び今後の対処方針を記した文書を提出し、甲の指示に従うものとする。

2 乙は、本件受託業務について事件等が発生したとき、甲が必要に応じ乙の名称を含む当該事件等の概要を公表することを受忍するものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第13条 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に違反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償若しくは履行代金の減額を請求することができるものとする。

(個人情報保護方針の策定等)

第14条 乙は、個人情報保護に関する考え方や方針に関する宣言を策定し、及び公表することにより、自らが行う保護措置等を対外的に明確にし、説明責任を果たすよう努めるものとする。